# たっくす

たっくす第47号（2005年1月）

発行日　平成17年1月10日
発行人　新宿間税会
　　会長　田尾　有一
印刷所　㈲甲文堂
　　☎03-3947-0844

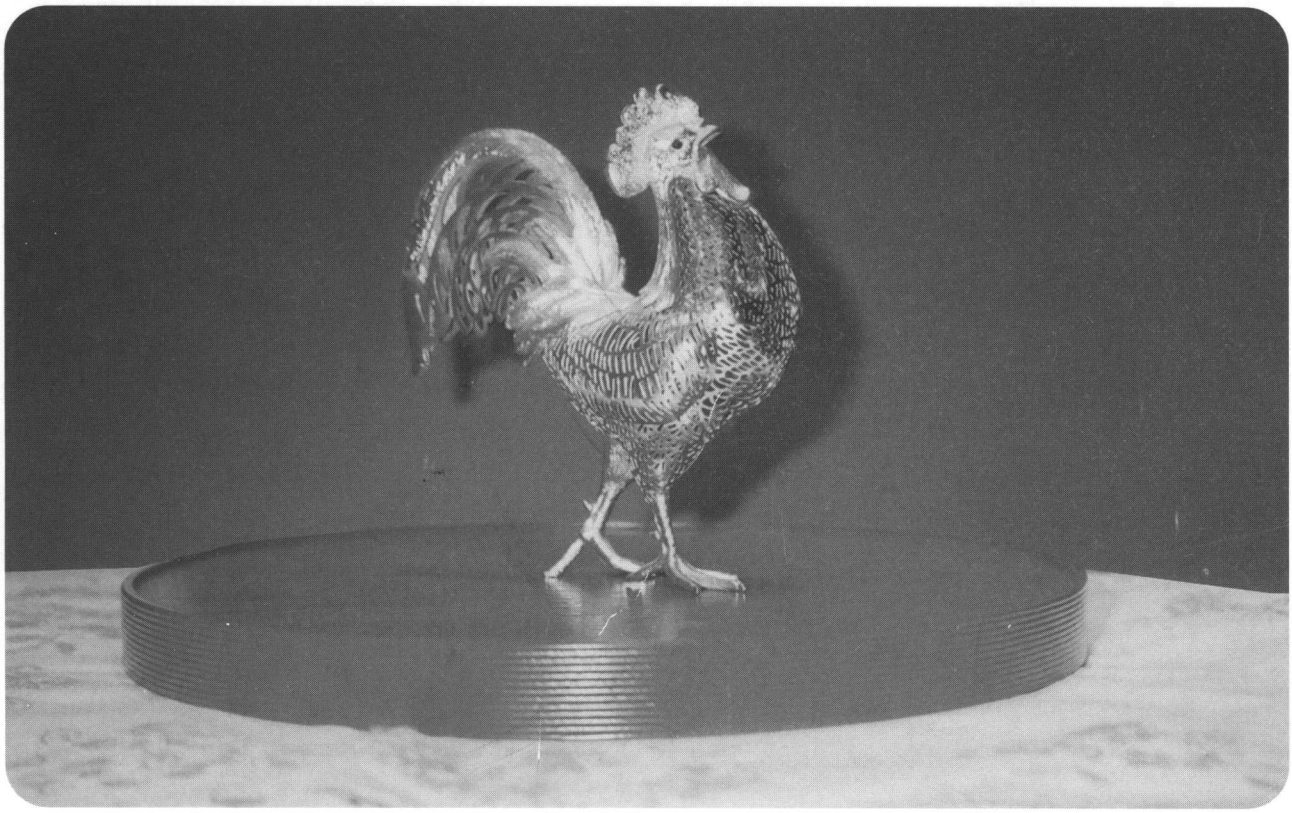

酉は月暦では八月、方位は西、時刻は午後五時から七時。「説文」によれば「八月は黍成り、酎酒を為るべし」と言われ、中国では、酉の一字を以て象徴的に、酒造りの月を表しているそうです。早起きが苦手な現代人「鶏は食用」としか知られなくなっていますが、インドの聖典「アタルヴァヴェーダ」によると、鶏は勇気あるものの象徴であり、夜明けを告げる鳥として尊ばれ、殺すことは禁じられていました。酉年です、勇気を持った日本人を目指す年にいたしましょう。

## 目　次

○新年のご挨拶
　新宿間税会会長　田尾 有一 ……2
○新年のご挨拶
　新宿税務署長　肥後 達男 ……3
○平成16年度　納税表彰式 ……4
○平成16年度　活動日誌 ……5
○新入会員の紹介……5
○コラム「生活習慣病の予防と改善」……6
○税務研修会……8
○税務署からのお知らせ……9

# 新宿間税会

# 新年のご挨拶



新宿間税会会長

**田 尾 有 一**

新宿間税会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

平成17年の新春にあたり、謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

平素より会員の皆様方には、会の活動や運営に一方ならぬご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。また、税務御当局の皆様には、日頃より当会に深いご理解とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、昨年の事業活動を無事遂行することができました。心より御礼申し上げます。特に「税を考える週間」に印紙税部会が主催いたしました税務研修会では、新宿税務署 法人課税第三部門の強瀬(こわせ)調査官殿より、昨年６月スタートいたしました「国税電子申告・納税システム」についての説明会が行われ、第２部では「年金制度の改正および年金給付手続き」と題して、新宿社会保険事務所砺波(となみ)年金給付課長殿よりご説明をいただきました。当日は、大変御好評を戴き多数の皆様のご出席をいただきました。税務研修会は、これからもより一層充実させて継続してまいりますので、多くの方々がご参加下さいますようお願い申し上げます。

さて、昨年はアテネオリンピックでの日本選手の大活躍という明るいニュースはございましたが、反対に自然の猛威に振り回された一年だったように思います。記録的な猛暑、相次ぐ台風の上陸、新潟や北海道東部を襲った大地震など、全国各地に深刻な被害をもたらした一年でございました。

わが国経済を振り返りますと、年前半は中国の成長加速とデジタル家電ブームが成長を牽引し、強めのペースでの回復がみられました。しかし、年後半に入りますと、欧米向け輸出の鈍化、電子部品、デバイス分野での生産調整、原油価格の上昇の影響等で、減速から調整的な展開を余儀なくされました。

かかる中、財政面では500兆円近い国債発行残高を抱え、借金返済の原資が重くのしかかっております。借金返済の負担を将来世代に背負わせることはできません。これを解消するためにも、財政立て直しは避けて通れません。財政支出の見直し、税収増加、社会保障制度の再点検等、様々な改革が必要です。

高齢化の進展に伴う社会保障給付の増加が見込まれる中、消費税率の引き上げも避けては通れません。当会では、公正な税制改革を願い、行方を注意深く見守って行きたいと思います。

このような厳しい状況の中、当会を皆様に役立つ魅力ある会にする為、本年も頑張っていく所存でございます。会員皆様にも尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、会員皆様方並びに、御当局幹部の皆様方のご健勝をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

**忘れずに納付してね**
**みんなの大事な消費税。**




消費税は、預り金的性格を有する税です。
期限内納付をお願いいたします。

# 新年のご挨拶



新宿税務署長

**肥　後　達　男**

明けましておめでとうございます。

平成十七年の年頭に当たり、謹んで新年のお喜びを申し上げます。

昨年中は田尾会長様をはじめ役員の皆様並びに会員の皆様には、税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご支援を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年１年間を振り返ってみますと、アテネオリンピックにおける日本人選手の大活躍及び紀宮様のご婚約など明るい話題もありましたが、一方では過去最大級の台風23号の襲来や、新潟県中越地震の発生による自然災害といった痛ましいニュースもありました。税の面から振り返りますと、先般の新聞報道にもありましたように、税収が昨年10月までの累計で、前年比6.3パーセント増で推移するなど、好調な収益と穏やかに増加する個人消費を反映したものとなっています。

新宿間税会におかれましては、昨年も「税を考える週間」におきまして税務研修会・講演会を開催されたほか、広報誌「たっくす」を発行されるなど、消費税等の正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力されたことにつきまして、改めて心から敬意を表す次第であります。

特に、税務研修会・講演会におきましては、私共の大きな課題の一つであります国税電子申告・納税システム、いわゆるe-Taxをいち早くテーマとしていただき、利用拡大に向けて心強いご支援をいただきました。当研修会・講演会は、社団法人新宿法人会の皆様との共催で開催され、例年以上の多数の皆様がご参加されたとのことで、改めて感謝を申し上げますとともに、今後ともe-Taxの利用拡大に向けてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

私共のもう一つの大きな課題は、改正消費税法の円滑な定着でありますが、本年は、法人の方は改正消費税法に基づく確定申告を開始していただき、新しく課税事業者となられる個人事業者の方にとりましては来年の確定申告に向けて記帳や請求書等の保存を開始していただく重要な年であります。

新宿間税会の皆様方には、税務行政の良き理解者として多大なご支援とご協力をいただいているところではありますが、改正消費税法の円滑な定着をはじめ、税務行政の円滑な運営に当たりまして、本年もより一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新年の門出に当たり、新宿間税会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

**消費税正しく育てる間税会**

# ◎平成16年度納税表彰式

新宿税務署及び税務協力6団体共催による平成16年度納税表彰式がさる、11月16日(火)に中央社会保険健康センター「ペアーレ新宿」3階ペアーレホールにおいて、盛大裡に挙行されました。

式は国歌斉唱に始まり、新宿税務署長表彰状贈呈、新宿税務署長感謝状贈呈、租税教育推進校署長感謝状進呈、東京国税局長表彰受彰者ならびに感謝状授彰者披露、そして税務関係団体長感謝状贈呈と粛々と進行しました。式後は受彰者を囲み、多数のご来賓、税務署関係、各団体の会員が祝福し、和気あいあいの祝賀会が行われました。

尚、今回受彰された方々は長年にわたり納税道義の高揚や税務協力団体の活動などにご尽力された方々で、新宿間税会からは、次の皆様が受彰の栄に浴されました。

**◆　新宿税務署長表彰状受彰**

副会長　　大　家　章　嘉　殿
（株式会社　大家商店）

**◆　新宿税務署長感謝状受彰**

理　事　　小井戸　都　市　殿
（有限会社　三起堂）

**◆　新宿間税会長感謝状受彰**

理　事　　岡　野　一　郎　殿
（株式会社　三越新宿店）

会計監事　橋　口　　弘　殿
（コニカミノルタホールディングス株式会社）



平成16年度納税表彰式受彰者



新宿税務署長表彰状受彰　大家　章嘉　殿



新宿税務署長感謝状受彰　小井戸　都市　殿

## ◎活動日誌

H16.9.10　会報「たっくす」第46号発行
H16.9.10　団体長会　田尾会長出席
於：新宿税務署大会議室
H16.9.28　全国間税会総連合会第31回通常総会
於：ウェスティン名古屋キャッスル
役員　2名出席
H16.10.1　新宿間税会理事会　役員22名出席
於：（株）アリミノ本社・会議室
① 印紙税部会研修会について
② 青年部・女性部合同研修会について
③ 納税表彰式典について・その他
H16.10.8　納税表彰式における税務連絡懇談会
団体事務局との協議（酒販・間税・法人・青申・納連・税理士）
於：新宿税務署小会議室
H16.10.12　青年部・女性部合同研修会
森の薪能＆和食の集い　会員　24名出席
於：新宿御苑と花膳　※薪能は雨天の為、中止
★別稿参照
H16.10.13　東京局間連青年部・女性部合同講演会
於：ホテルラングウッド　「日暮里サニーホール」役員　7名出席
国税庁消費税室長　関岡　誠一
プロ野球評論家　金田　正一
H16.10.17　第25回大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2004」
於：都立戸山公園　役員　2名出席
H16.11.4　会報「たっくす」第47号編集会議
於：新宿税務署地下会議室　役員6名出席
H16.11.11　「税を考える週間」の行事（17日まで）
H16.11.16　平成16年度納税表彰式　役員17名出席
★別稿参照
H16.11.18　「税を考える週間」税務研修会
新宿税務署・新宿間税会・新宿法人会〔共催〕
会員　54名出席
★別稿参照
H16.12.7　団体長会　田尾会長出席
於：新宿税務署大会議室

## ◎新宿間税会　青年部・女性部　合同研修会

今年の合同研修会は、－楽しい新宿・みんなで発見－の第3回目です。

毎年新宿御苑で開催される【森の薪能】を鑑賞し、その後は日本料理で懇親会という予定で、10月12日（火）に24名の方が参加されました。

ところが、当日は朝から怪しい空模様で、開始時間ぎりぎりで雨となり、薪能は中止になってしまいました。今年で3年連続の雨天中止だそうです。野村万作・萬斎を見られるということで、楽しみにしていましたが、お天気ばかりは、どうしようもありません。それでも、懇親会の料理はどれも丁寧に作られたもので、おいしく頂きました。

## 新入会員の紹介

〈平成16年10月入会〉

第二地区部会
**有限会社　ビーワイジー**　横　田　　敏　一
新宿区西新宿1－4－11　宝ビル8階
Tel. 3348－6271

# 生活習慣病の予防と改善

高脂血症

## ～食と運動を見直そう～

監修者　仲　眞美子（㈳伊勢崎佐波医師会病院成人病検診センター長）

肥満、高血圧症、糖尿病、高脂血症など、いわゆる生活習慣病は長い間の生活習慣の偏りから疾患が形成されると考えられます。近年、遺伝子研究の発達により生活習慣病は、

**一般的に遺伝子による影響が約３割、生活習慣による影響は約７割の比率である。**

と考えられています。偏った生活習慣を続けていると10年後に検査値に異常が現れ、そのままの生活を続けていると、更に10年後に病気という形で現れます。30歳代から生活習慣を改善しなければ50代の生活習慣病の予防はできないといえるでしょう。

今回は、生活習慣病のなかで「高脂血症」を取り上げ、食事・運動療法においてすぐに役立つ予防対策を紹介し、安全で効果的なポイントを整理しました。

### 高脂血症「高コレステロール血症」

心筋梗塞の多い欧米では、心筋梗塞発症の危険因子として「肥満」と「高コレステロール血症」が挙げられています。特に小児肥満が若年発症の心筋梗塞の原因となり、最近の日本での小中学生の検査結果からも高脂血症、脂肪肝等が増加しています。食事の内容を注意することにより、改善が可能な生活習慣病です。

日本では、最近団塊の世代が更年期を迎えるようになり、中年女性に多くみられ、話題となっています。総コレステロール値のみ上昇していて、標準的な体重・喫煙しない人で　ＨＤＬコレステロール（善玉）が多いタイプは、あまり心配がありません。（急に心筋梗塞にはならないと考えられます。）このタイプは、日本の女性では痩せ型体型の人で更年期前後によくみられます。ほかの心筋梗塞の危険因子がない場合は、運動を心がけバランスのよい食事（低脂肪、高食物繊維）をして様子をみてください。

#### 1.　食事療法

（１）動物性脂肪の多い食事を少なくする。　（コレステロール［悪玉］が多い）

・**料理法**　直に焼く（油を流す）　・煮る（溶けた油を取り除く）

（２）（１）を実行しても、総コレステロール値が低下しない時

・植物性、魚の油脂も減らす…油脂を多く摂取すると、脂肪分解のため胆汁が多く分泌される。（胆汁は肝臓でコレステロールを原料に合成される。）

（３）食物繊維を多くとる

・**料理法**　加水加熱後、煮汁ごと摂取…水溶性繊維の効果を引き出す。

・食物繊維は、毎日・毎食、食べる。

> **脂肪を少なく、食物繊維を多くとること。**
>
> 両方を同時に実行すると、コレステロール値の低下が可能となります。

#### 2.　運動療法

> **運動だけでは、コレステロール値の低下は認められない。**
>
> 何らかの食事指導が加わることで、初めてコレステロール値が低下します。

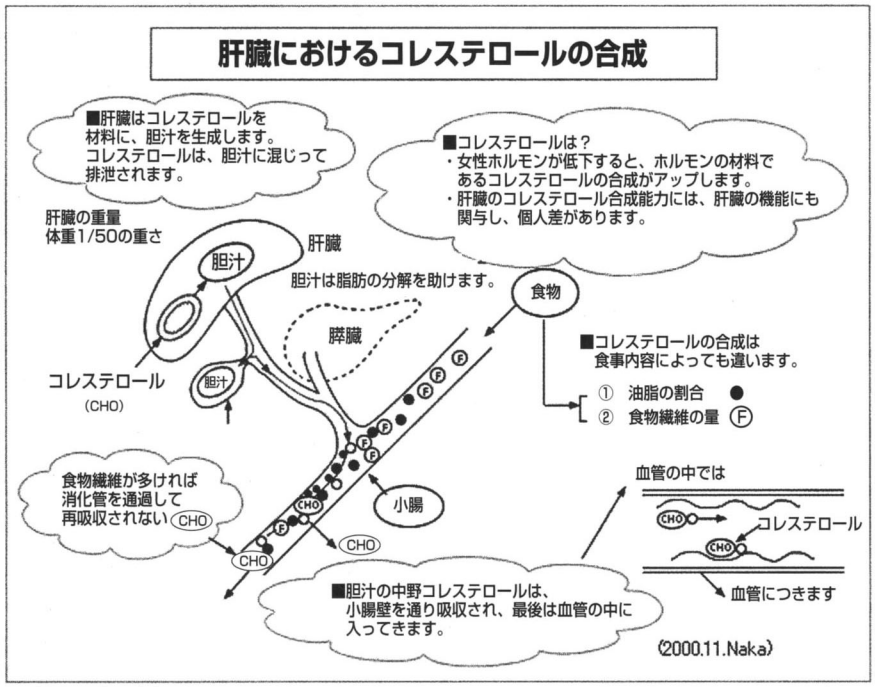


## 高脂血症「高中性脂肪血症」

### 中性脂肪は糖代謝と関係が深い

食物により摂取された余分な糖は、中性脂肪に合成され、皮下脂肪として体に蓄えられます。これにより、肝臓や心臓機能が低下し、様々な病気を併発してしまいます。高中性脂肪血症は、糖尿病の食事運動療法と同じような考え方で進めることがポイントです。

### 1.　食事療法

（1）余分な糖を取り過ぎない。

血糖値が上昇すると中性脂肪が合成されます。余分な糖により、インスリンが多く分泌されると中性脂肪が効率よく合成され、中性脂肪は皮下脂肪となり、肥満へとつながります。

・砂糖入り飲料、お菓子、穀類、果物の取り過ぎに注意！

・特に夕食時には、糖分を取り過ぎない！　夕食後は運動をしないため、カロリーが消費できない。

（2）アルコールを取り過ぎない。

・アルコールは、肝臓で脂肪合成を促進します。中性脂肪の合成も同時に促進されます。

・カロリーの高いビール、血糖値の上昇しやすい日本酒等に特に注意すること。

・焼酎、ウイスキーは摂取量に注意。　摂取量が多くなれば同じです。

### 2.　運動療法

（1）運動する時間帯

・食事後　1～3時間ぐらい。(食後3時間過ぎから中性脂肪が合成される。)

（2）運動の種類

・血糖値が上昇している食後1～3時間は、筋力トレーニングが効果的です。

・中性脂肪が皮下脂肪となっている、食後3時間以降は、時間をかける有酸素運動が効果的です。

## 生活習慣改善のためのポイント

**第1条　低脂肪、高繊維食が生活習慣病とがんの共通する予防・改善の基礎**

**第2条　糖尿病、高中性脂肪血症、肥満改善では、夜の砂糖・穀類・果物量に注意**

**第3条　運動により消費できる砂糖・穀類・果物は、朝昼に多く摂取する**

# ◎税務研修会

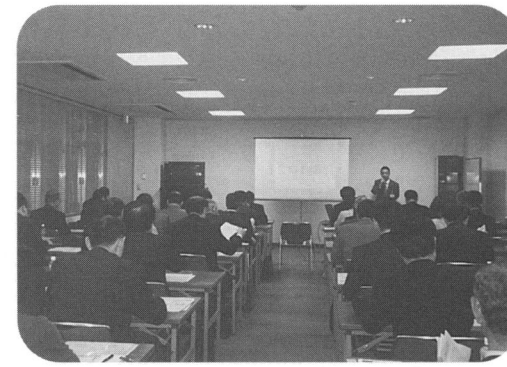

当会印紙税部会ならびに新宿法人会と新宿税務署との共催による「税務研修会」を11月18日（木）午後1時30分から4時30分まで新宿税務署地下大会議室で開催しました。

税を考える週間行事の一環として会員の方々にご案内しましたところ、54名の方にご参加をいただきました。

渡辺印紙税会長、新宿税務署の肥後署長のご挨拶に続き、第1部は新宿税務署 法人課税第三部門 強瀬(こわせ)調査官を講師にお迎えし「国税電子申告・納税システム」について講演していただきました。現在進行中の電子申告の仕組みをテキストやスライドを使用して分かりやすく説明をしていただきました。

第2部は、新宿社会保険事務所の砺波(となみ)年金給付課長を講師にお迎えして「年金制度改正」について講演をしていただきました。参加者自身が、将来ご自分が年金受給手続きをする時の方法などを、テキストを利用して説明していただきました。

## e-Tax　オフィスでできる国税電子申告・納税システム

### e-Tax 会社にとっても、イータックス。

オフィスにいながら申告・納税ができる便利でうれしいサービスです。

イータックスを使えば、こんなことが大変便利

1 法人税及び消費税の申告ができます。
オフィスからインターネットを利用して申告ができます。

2 すべての税目の納税ができます。
回数の多い手続が大変便利になります。(特に、源泉所得税の毎月納付分)
＊インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用して納税ができます。

3 申請・届出等ができます。
青色申告の承認申請、納税地の異動届出、電子納税証明書の交付請求、法定調書の提出などができます。

イータックスだからカンタン♪

1 e-Taxに対応した市販の財務会計ソフトを利用されている場合は、経理・決算処理、申告書の作成・提出、納税という一連の作業をパソコンで処理できます。
2 税理士や税理士法人などを通じてもe-Taxを利用することができます。

### 「e-Tax」のご利用時間 平日午前9時～午後9時

＊ご利用時間については、今後拡大していくことも検討していますので事前にe-Taxホームページで確認してください。
＊申告・納税用のデータの作成はe-Taxソフトを利用して、いつでも行うことができます。

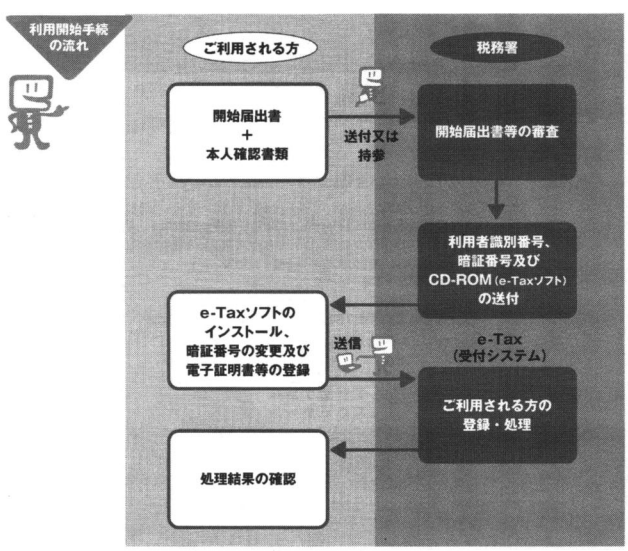


### e-Taxホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp

e-Taxの最新情報やご利用にあたっての手続き等について説明しています。

**お問い合わせ・ご不明の点はヘルプデスクへ**

**0570-015901**

**利用時間：平日午前9時～午後5時**

＊利用開始のための手続きやe-Taxソフトに関するご質問にお答えします。
＊ご利用時間については、今後変更する場合もありますので事前にe-Taxホームページで確認してください・
＊全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

# 確定申告はお早めに!!

税務署では「申告書はご自分で書いて提出はお早めに」をキャッチフレーズに確定申告書の自書作成と早期提出を推進しております。

期限間近になりますと税務署は大変混雑しますので、申告書はできるだけご自分で作成し、早めの提出にご協力ください。

また、国税庁のホームページ【http://www.nta.go.jp】には「所得税の確定申告書作成コーナー」があり、ここで作成した申告書は郵送等で税務署に提出することができますので、是非ご利用ください。

なお、サラリーマンの方などの還付を受けるための申告は、１月から受付けています。

## ◇国税庁ホームページで所得税の確定申告書が作成できます◇

国税庁ホームページには、画面に基づいて必要項目を入力することにより確定申告書が簡単に作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」があり、ここで作成・プリントアウトした申告書は郵送等で税務署に提出することができます。

### ①　利用できる方

Ａ様式及びＢ様式を利用される方

なお、分離課税や給与所得者の特定支出控除を受けられる方など、申告内容によっては利用できない場合があります。

（注）株式等を売却された方の申告書作成は、このコーナーを利用できます。

### ②　利用するときのポイント

申告書を正しく出力していただくために次のことを行っていただく必要があります。

○　カラープリンターの使用

○　プリンターの設定の確認（画面に従って確認）

○　印刷後に正しく印刷できたかの確認（画面の指示に従って確認）

○　印刷する用紙はＡ４サイズの普通紙（ＰＰＣ用紙またはＯＡ共用紙）をお使いください（インクジェット専用紙は使わないでください）

## ◇申告書の郵送での注意点◇

申告書の「控用」に税務署の収受日付印の押印が必要な方は、「提出用」「控用」ともにボールペン等で記載の上、切手を貼った返信用封筒を同封していただきますようお願いいたします。

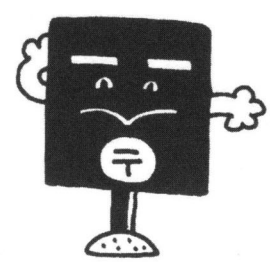

## ◎　確定申告をしなければならない方

**申告と納税は、3月15日（火）までです。**

サラリーマン（給与所得者）の大部分の方は「年末調整」により所得税が精算されますので確定申告の必要がありませんが、次のような方は確定申告をしなければなりなせん。

① 給与の年収が2千万円を超える方
② 給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整を受けていない方
④ 日本国外において給与等の支給を受けている方などで、給与の支払を受ける際に日本国の所得税を源泉徴収されないこととなっている方

## ◎　確定申告をすると所得税が還付される場合




確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
② 多額の医療費を支払った場合
③ 災害や盗難にあった場合
④ 年の中途で退職し、再就職していない場合

※ 還付金の受け取りは、安全確実な口座振込みをご利用ください。
※ 還付を受けるための必要な書類などのお問い合わせは税務署へ。

## ◎　贈与税の申告と納税　　申告と納税は3月15日（火）までです。

平成16年中に、「個人」から土地（借地権を含む）・建物などの不動産、現金、預貯金、株式、債権など110万円を超える財産の贈与を受けた方は贈与税の申告が必要です。

※ ①配偶者控除の特例②住宅取得資金の贈与の特例③相続時精算課税の特例を受ける方は、税金のかからない場合でも申告が必要です。

なお、③の特例を受ける方は、贈与税の申告書とともに「相続時精算課税選択届出書」を申告期限内に必ず提出する必要があります。

## ◎　納税は便利な口座振替で

所得税・消費税及び地方消費税は、電気・水道料金などの公共料金と同様に、預貯金口座から口座振替によって納税できます。

詳しい内容や手続については、税務署の管理部門または最寄の金融機関等へお問い合わせください。




**便利な振替納税で!**

## ◎　消費税及び地方消費税（個人事業者）の申告と納税期限

平成16年分の消費税及び地方消費税の申告は1月から受け付けており、

申告と納税の期限は **3月31日（木）** です。

申告書を提出しなければならない方は

① 平成14年分の課税売上高が3千万円を超えている方

② 課税事業者を選択された方

※ 納める税金がない場合でも申告が必要です。

**平成17年2月20日(日)、27日(日)**

新宿税務署では、所得税、贈与税及び個人消費税の申告書用紙の配布、申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行います。

当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。

※ 上記以外の土・日・祝日等は執務を行っておりません。申告書を提出される方は、「時間外文書収受箱」をご利用ください。

## ◎　法定調書の提出は平成17年1月31日（月）までに！

給与、報酬等の支払者は、支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した書類（源泉徴収票・支払調書）を所轄の税務署に提出しなければなりません。

これらの法定調書は、その年中の支払分を取りまとめ、合計表とともに翌年の1月31日までに提出することになっていますので、正しく記載した法定調書を期限内に提出してください。（提出枚数は原則として1枚）

なお、法定調書の合計表は、提出する法定調書がない場合であっても「該当なし」と記入し必ず提出してください。

- **平成16年度の主な法定調書**

・給与所得者の源泉徴収票
・報酬、料金、契約金及び賞金の支払い調書
・退職所得の源泉徴収票
・不動産の使用料等の支払調書
・不動産の譲受けの対価の支払調書
・不動産の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書

- **法定調書には、磁気ディスクにより提出できるものがあります。**

磁気ディスクによる法定調書の提出は、作成事務の省略化や用紙の節約に繋がるほか、支店や工場等の提出分を含め、本店等の所轄税務署長に一括提出できるなどのメリットがあります。是非ご検討ください。

- 法定調書の作成等についてご不明な点がありましたら、税務署までお気軽にお問い合わせください。　**【個人課税第7部門】（資料情報担当）TEL03-3362-7151　内線2172**

**【ＪＲ新宿駅西口広場　イベントコーナーで還付申告を受け付けています】**

日時：平成17年2月18日（金）～2月24日（木）
時間：9：00～12：00、13:00～17：00
※　土曜日及び日曜日を除く
※　共催：東京税理士会、東京都、東京国税局
○　還付申告書の受付（預かり）（提出された申告書は、それぞれの住所地（納税地）を所轄する税務署へ送付します。）
○　所得税申告用紙の配付
○　還付申告書の書き方のアドバイス（ただし、譲渡所得のある方を除きます。）

アドバイスは東京税理士会の税理士が行っております。

## 税理士会の無料申告相談（午前９時30分～12時、午後１時～４時）

**※年金受給者のための無料相談**

| 月　　日 | 会　　場 | 所　在　地 |
|---|---|---|
| 2月 3日～2月 4日 | 落合第二特別出張所２階 | 中落合4－13－7 |
| 2月 7日～2月 8日 | 落合第一地域センター | 下落合4－6－7 |
| 2月 9日～2月10日 | 大久保地域センター４階 | 大久保2－12－7 |
| 2月14日～2月15日 | 新宿消費生活センター4階 | 高田馬場4－10－2 |

**※小規模事業者のための無料相談**（年金受給者及び給与所得者の還付申告の相談も行います）

| 月　　日 | 会　　場 | 所　在　地 |
|---|---|---|
| 2月16日～3月15日 | 東京税理士会新宿支部<br>（税務経営指導所） | 西新宿7－18－18<br>新宿税理士ビル1階 |
| 2月16日～2月25日 | 落合第二特別出張所２階 | 中落合4－13－7 |
| 2月16日～2月24日 | 角筈地域センター７階 | 西新宿4－33－7 |
| 2月16日～2月23日 | 大久保地域センター３階 | 大久保2－12－7 |
| 2月21日～2月28日 | 落合第一地域センター | 下落合4－6－7 |
| 2月25日～3月 9日 | 新宿区役所第一分庁舎ロビー | 歌舞伎町1－4－1 |
| 2月28日～3月 4日 | 新宿消費生活センター4階 | 高田馬場4－10－2 |

◎　いずれの会場も、土・日・祝日は行っておりませんのでご了承ください。
◎　譲渡所得のある方や税理士に依頼している方はご遠慮ください。
◎　各会場とも、お車での来場はご遠慮ください。

お気軽に
**税金相談**

